

児童手当現況届について

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」の提出をしなければなりません。これは、6月1日における状況を把握し、児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

現況届の用紙は、6月中旬に送付しますので6月30日(木)までに提出してください。

- 対象者 中学校修了前の児童を養育している方
- 手当月額 (1人あたりの月額)
 - 3歳未満 15,000円
 - 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降15,000円)
 - 中学生 10,000円

※所得制限があり、限度額以上の場合は特例給付として一律5,000円になります。

※第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童のうち3人目以降をいいます。

詳細については、下記までお問い合わせください。

提出先 **本庁** 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線140

山支 市民福祉課 ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課 ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課 ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課 ☎55-2111(代表)

問 **本庁** 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線138

平成28年度労働保険年度更新の申告・納付のお知らせ

平成28年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は、6月1日(水)から7月11日(月)までとなります。申告の際は、年度更新申告書受理相談会、コールセンターをご利用ください。

平成28年4月1日から雇用保険料率が引き下げられました。なお、料率の詳細については、下記までお問い合わせください。

労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替で納付ができ、納期限も延長されます。

「雇用保険料率」

上段:28年度 下段:27年度

事業の種類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	4/1000 (5/1000)	7/1000 (8.5/1000)	11/1000 (13.5/1000)
農林水産・清酒製造の事業	5/1000 (6/1000)	8/1000 (9.5/1000)	13/1000 (15.5/1000)
建設の事業	5/1000 (6/1000)	9/1000 (10.5/1000)	14/1000 (16.5/1000)

納付日

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	7月11日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

問 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 (〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号)

☎029-224-6213 [HP] <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、各労働基準監督署・各公共職業安定所